

～ 農用地区域からの除外申出をする皆様へ ～

◎ 土地選定は慎重に

農業振興地域制度における農振農用地は、農業振興のため『農地を守る』立場で設けられており、その農地が除外要件等の全てを満たす場合のみ除外が認められ、転用が可能となります。よって、申出の全てが認められるとは限りません。審議の過程で除外不相当とされる案件が多数ありますので、土地選定は慎重にしてください。

◎ 除外する場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です

1. 農振農用地区域以外の土地に代替することが困難であると認められること。
2. 農用地の集団化、農作業の効率化その他、農業上効率的かつ総合的な利用に支障がない。
3. 担い手（認定農業者など）に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
4. 農用地区域内の土地改良施設（用水路・農道等）の有する機能に支障がない。

国の直轄又は補助による土地基盤整備事業の実施区域は、原則として除外できません。

5. ほ場整備した農用地については、完了後 8 年を経過していること。

農振農用地区域からの除外面積について

- A. 除外面積は、その目的実現のため必要最小限であること。
- I. 個人用住宅を目的とする除外については原則として一般住宅500㎡、農家住宅1,000㎡以内

◎ 手続きに要する期間は 8 ヶ月以上

申出の締め切りから除外の手続きが完了するまでの期間は、通常、約 8 ヶ月以上かかります。事業を行うには、除外の手続きが完了したのち、農地転用等の手続きが必要です。農地転用の申請から許可まで合わせると、さらに期間が必要となります。また、転用の事業内容は、除外申出の内容と同じであることが原則です。農地転用の申請は農業委員会で受付け、手続きの期間はおよそ2ヶ月です。この許可後にその農地は転用ができることとなります。

◎ 許可無く転用はできません

農地転用の許可を得る前に、農地を農地以外に利用することはできません。転用の申請をしたからといっても、許可前に転用はできません。無断で転用すると、申請の却下や法により罰せられることがありますので、くれぐれもご注意ください。

◎ 除外申出書の締め切りは年 2 回

6 月末と 1 2 月末の年 2 回の締切日までに受理した申請について、一括処理を行います。

注) 締切日が、土・日曜日、祝日・閉庁日となる場合は、その前日とします。

提出書類一覧表

書類名（※各1部）	除外	用途区分 変更	編入	備考
(1) 申出書	○	○	○	別紙様式、土地選定経緯書
(2) 位置図	○	○	○	土地の位置を示した図（※住宅地図、都市計画図等）
(3) 土地の公図の写し	○	○	○	地籍図（法務局及び支局窓口） ※地籍図がない土地については字限図
(4) 登記簿謄本	○	○	○	土地の登記簿謄本（写し可）（法務局）
(5) 土地利用計画図	○	○	-	転用の建築計画図（※平面図、横断図、土地の利用計画がわかるもの）、駐車場・資材置き場等については土地造成計画図

※ ○のついた書類が必ず必要となります。

申出の内容によっては、その他の説明書類を求める場合があります。

提出先：真庭市産業観光部農業振興課または各振興局まで

お問合せ先

岡山県真庭市久世 2927-2 番地

真庭市産業観光部農業振興課

農業振興地域整備計画担当者

TEL 0867-42-1031

FAX 0867-42-3907

農業振興地域農用地区域 除外申出書

令和 年 月 日

真庭市長 殿

申出者 住所
(転用者) 氏名 ⑩
電話番号

土地所有者 住所
(※申請者と異なる場合) 氏名 ⑩
電話番号

1. 除外を申出する土地の表示

土地の所在			地目		面積 (㎡)	除外面積 (㎡)	用途 区分
大字	字	地番	台帳	現況			

2. 交付金制度 取り組み状況の確認

- (1) 中山間直接支払制度 あり・なし
(2) 多面的機能直接支払制度 あり・なし ※「あり」の場合は、要検討

3. 除外を申出する目的

1. 一般住宅 2. 農家住宅 3. 駐車場 4. その他 ()

4. 除外を申出する理由

5. 本農用地以外の土地についての選定の経過

6. 転用予定

令和 年 月 頃

7. 転用等における地域関係者及び他法令との調整

8. 添付書類

- ア. 位置図
イ. 公図の写し
ウ. 土地登記簿謄本(写し可)
エ. 土地利用計画図
オ. 土地選定の経緯確認書類
カ. その他必要な書類

記入例

農業振興地域農用地区域 除外申出書（記入例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

真庭市長 殿

申出者と土地所有者が異なる場合、土地所有者欄にも署名・押印のこと。申出者との場合は不要。

申出者 (転用者)

住所 真庭市久世〇〇〇
氏名 真庭 太郎 印
電話番号

土地所有者 (*申請者と異なる場合)

住所 真庭市久世〇
氏名 真庭 花子
電話番号

左の面積のうち、除外が必要な面積を記入する。

1. 除外を申出する土地の表示

土地の所在			地目		面積 (㎡)	除外面積 (㎡)	用途区分
大字	字	地番	台帳	現況			
久世	家ノ前	1 2 3 4 - 5	田	田	375	375	田

2. 交付金制度 取り組み状況の概況

- (1) 中山間直接支払制度
- (2) 多面的機能直接支払制度

該当するものを○で囲む。該当するものがない場合には、その他の欄に記入すること。
(*例：店舗、資材置き場等)

用途区分については、田・畑・樹園地・採草放牧地・混雑林地・農業用施設用地のうち該当するものを記入すること。

3. 除外を申出する目的

- 1. 一般住宅
- 2. 農家住宅
- 3. 駐車場
- 4. その他 ()

4. 除外を申出する理由

現在は、親家族と同居しており8人で住んでいるが、子供が成長し現在の住居が手狭となり、私の家族5人で住むための住宅を建築するため。

除外を申出する理由について、なるべく具体的に詳しく記入すること。また、植林等を行いたい場合も、高齢化・担い手不足・営農条件が悪いなど

5. 本農用地以外の土地についての選定の経過

申出地以外の土地についても十分に検討をしたが、生活環境や日照条件また、高齢な親の世話が出来る実家の近場など条件を考慮した結果、本申請地以外に適当な土地がなく、代替すべき土地がないため申請するもの。

6. 転用予定

除外申出及び転用申請の許可が下りるまでの期間を考慮し、おおよその

令和〇〇年〇〇月頃

申出地以外の土地についての検討の経過、申出地以外に代替することができない理由について、具体的に詳しく記入すること。

7. 転用等における地域関係者及び他法令との調整

申出地に隣接する土地の所有者、土地改良区等の関係者の同意を得ており、道路法等、その他該当する法令についても必要な手続きをとることで調整済みである。

8. 添付書類

地域関係者、及び土地改良区内の土地である場合は土地改良区の同意が得られていること、その他法令に該当する場合は調整済みである旨を記入すること。
*農地転用申請について、事前に農業委員会に相談しておくことが望ましい。

- ア. 位置図
- イ. 公図の写し
- ウ. 土地登記簿謄本(写し可)
- エ. 土地利用計画図
- オ. 土地選定の経緯確認書類
- カ. その他必要な書類

計画に係る土地選定の経緯

申出者住所			申出者氏名	㊟
土地の所在(大字：地番)	地目	適・否	理 由	
		適・否		

※裏面につづく

※検討した土地がわかる図面を貼付してください。

図面貼付欄

※検討した土地がわかる図面を貼付してください。

図面貼付欄